

京都市告示第163号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月1日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	衣笠緯30号線	北区衣笠西馬場町29番地の6地先 同町38番地の2地先		
2	山科竹鼻緯16号線	山科区四ノ宮神田町32番地の8地先 同区竹鼻扇町12番地の3地先		
3	嵯峨緯153号線	右京区嵯峨石ヶ坪町46番地地先 同町4番地の2地先		
4	嵯峨緯154号線	右京区嵯峨石ヶ坪町48番地の2地先 同町47番地の2地先		
5	梅津緯11号線	右京区梅津徳丸町18番地の24地先 同町13番地の4地先		

(建設局土木管理部道路明示課)